

## 引受機による海外旅行保険特約

### 第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) この特約における当会社の保険責任は、普通約款第5条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険期間の初日の午前0時または保険契約者本人が申込書に所要事項を記入し、引受機（\*1）によって申込書に申込年月日時分を打刻した時のいずれか遅い時に始まり、保険期間の末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者の旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた保険事故に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。  
（\*1）海外旅行保険契約引受機をいいます。以下この特約において同様とします。

### 第2条（被保険者の制限）

- (1) 当社が引受機により引受ける保険契約（\*1）の被保険者は、保険契約者本人または保険契約者の子に限定することとします。
- (2) (1)の保険契約者本人と保険契約者の子との続柄は、保険金を支払うべき事由の発生時におけるものをいいます。  
（\*1）海外旅行保険契約をいいます。以下この特約において同様とします。

### 第3条（保険契約の無効）

下表の保険契約は、無効とします。

①	引受機により打刻された申込書年月日の翌日以降に申込書が投入された保険契約
②	被保険者が第2条(被保険者の制限)(1)に規定する者以外である保険契約
③	申込書を取り出した引受機以外の引受機にその申込書を投入した場合の保険契約
④	被保険者の住所が日本国内に存在しない場合の保険契約

### 第4条（引受機による他の海外旅行保険契約がある場合の保険金の支払）

- (1) 当社がこの保険契約により保険金を支払う場合において、保険金を支払うべき引受機による他の海外旅行保険契約がある場合は、下表の方法により保険金を支払います。

①	<p>傷害死亡保険金または傷害後遺障害保険金を支払う場合 次の算式により算出した額を、傷害死亡保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)でいう「傷害死亡保険金額」または傷害後遺障害保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)でいう「傷害後遺障害保険金額」とみなします。</p> $\frac{\text{それぞれの保険契約のうち、最も保険金額の高い保険契約の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の保険金額}$
②	<p>疾病死亡保険金を支払う場合 次の算式により算出した額を疾病死亡保険金支払特約第2条(保険金を支払う場合)でいう「疾病死亡保険金額」とみなします。</p> $\frac{\text{それぞれの保険契約のうち、最も疾病死亡保険金額の高い保険契約の疾病死亡保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の疾病死亡保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の疾病死亡保険金額}$

- (2) (1)の表の①の算式により算出した傷害死亡保険金額または傷害後遺障害保険金額と保険契約証記載の傷害死亡保険金額または傷害後遺障害保険金額との差額および(1)の表の②の算式により算出した疾病死亡保険金額と保険契約証記載の疾病死亡保険金額との差額については、無効とします。

### 第5条（保険金額および補償範囲の変更）

保険契約締結の後、保険金額および付帯する特約の変更はできません。

**第6条（職業または職務の変更に関する保険金等の削減）**

保険契約締結の後、被保険者が旅行行程中に、従事する職業または職務を変更し、かつ適用料率を変更する必要がある場合は、当会社は、その職業または職務の変更があった後に生じた傷害の原因となった事故に対して、変更前の適用料率の、変更後の適用料率に対する割合により、傷害死亡保険金または傷害後遺障害保険金については保険金額を、傷害治療費用保険金については傷害治療費用保険金額を、治療・救済費用保険金については治療・救済費用保険金額を削減します。ただし、その職業または職務の変更の事実に基づかずに発生した傷害の原因となった事故を除きます。

**第7条（死亡保険金の請求）**

- (1) この特約にかかる傷害死亡保険金または疾病死亡保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 死亡保険金受取人が傷害死亡保険金または疾病死亡保険金の支払を受けようとする場合は、傷害死亡保険金支払特約第11条（保険金の請求）(2)または疾病死亡保険金支払特約第9条（保険金の請求）(2)に定める書類のほか、被保険者の親族が申込書に記入された署名を契約者本人の署名であると証明する書類を当会社に提出しなければなりません。

**第8条（申込書の使用期限）**

申込書は、引受機から取り出された日の翌日以降は使用できません。

**第9条（普通約款の適用除外）**

この特約の規定が適用される場合には、普通約款の規定のうち下表に掲げる規定は適用しません。

①	第5条（保険責任の始期および終期）(1)および(5)
②	第7条（職業または職務の変更に関する通知義務）

**第10条（他の特約との関係）**

この特約と同時に付帯されたそれぞれの特約に対して、第1条（保険責任の始期および終期）、第2条（被保険者の制限）、第3条（保険契約の無効）、第4条（引受機による他の海外旅行保険契約がある場合の保険金の支払）、第5条（保険金額および補償範囲の変更）および第6条（職業または職務の変更に関する保険金等の削減）の規定を適用します。

**第11条（普通約款および他の特約条項の読み替え）**

この特約においては、普通約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定中「保険証券」とあるのは「保険契約証」と読み替えて適用します。

**第12条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。